

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成28年6月23日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 一般競争入札に付する事項

以下の(1)ア及びイについて、それぞれ入札に付し、単価契約を締結しようとするものである。

(1) 件名

ア 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（B地区）

イ 貯水槽水道管理状況調査及び貯水槽の適正管理の指導業務委託（E地区）

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の翌日から平成29年3月31日まで

(4) 委託場所及び調査予定件数

(1)ア及びイの案件ごとに、次のとおりとする。

ア (1)アの案件（「B地区」）

北北部給水工事課管内 北区及び中京区 680件

イ (1)イの案件（「E地区」）

南部給水工事課管内 山科区及び下京区 640件

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第1項に規定する一般競争入札参加有資格者名簿に「管工事（給排水衛生関係）」の種目で登録されており、かつ、登録年数が2年以上であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

- (3) 京都市内に本社又は主たる事業所があり、契約の適正な履行を確保できる拠点機能を有し、緊急時及び休日においても迅速な対応ができること。
- (4) 京都市指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 給水装置工事主任技術者及び貯水槽水道衛生管理士を配置できること。当該技術者については、専任義務のない他工事に配置されている技術者及び当局の平成28年度の「鉛製給水管単独取替工事及び水道メーター移設工事」における主任技術者（統括責任者を含む。）との兼任は可とする。

なお、上記の配置予定の者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (6) 個人情報保護に係るプライバシーマーク又はISMの認定を受けているか、又はこれらに準じる個人情報保護マネジメントシステムに係る独自の社内規定を定め、運用していること。

- (7) 1(4)に定める調査予定件数を確実に履行できる体制を整備できること。

- (8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 仕様書及び一般競争入札参加確認申請書の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成28年7月7日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局ホームページ及び電子入札システムからのダウンロードも可能とする。

4 入札方法等

(1) 本件入札は京都市電子入札システムにより行い、次のア又はイのいずれかの方法によるものとする。

なお、本件競争入札は委託契約であるが、電子入札システムでは、「工事」の区分で掲載しているので、案件の検索や入札に際しては、「工事」の区分で操作すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用

して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

(2) 本件入札に参加しようとする者は、3(1)から(3)の記載のとおり、本件の仕様書等を入手し、見積りのうえ、5(1)に記載する入札期間に入札を行うこと。

なお、入手した仕様書等は、本件入札の見積り及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

(3) 入札参加資格確認申請書等の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、用度課のホームページに入札公告と併せて入札参加資格確認申請書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

(4) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を1つのファイルにして添付すること。）。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒表面には委託件名及び開札予定日時のみを記載して、入札期間内に3(1)の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(5) 添付書類については、一般競争入札参加資格確認申請書のほか、次に掲げる書類を添付すること。

ア 技術者配置予定調書（様式交付）及びその添付資料

イ プライバシーマーク又はISMの認定証の写し、若しくは、これらに準じる個人情報保護マネジメントシステムに係る独自の社内規定の写し

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者

平成28年7月8日（金）、11日（月）及び12日（火）の午前9時から午後5時まで

イ 端末機利用者

平成28年7月8日（金）、11日（月）及び12日（火）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

なお、ア、イいずれの場合も、上記期間中に、別途、6(2)に定める単価内訳書を3(1)の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に投函すること。ただし、インターネット利用者については、電子入札システムによる入札の際に電子データで添付することも可とする。

(2) 開札日時

平成28年7月13日（水）午前9時から、各案件について、1(1)に掲げる案件ごとに順次、開札する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。落札者が端末機利用者の場合は、電話で連絡する。

(3) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

なお、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、開札時に抽選により入札参加資格の確認を行う順位を決定する。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

6 入札方法

- (1) 入札金額は、1(3)の委託期間の予定件数に係る総価を入力すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、1(3)の委託期間の予定件数に係る総額として見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。
- (2) 入札に当たっては、各単価を記載した単価内訳書（様式交付）を作成し、封入、封かんのうえ、封筒表面には、案件名、地区名及び開札予定日時を記載し、入札期間内に3(1)の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に投函すること。ただし、インターネット利用者については、電子入札システムによる入札の際に電子データで添付することも可とする。単価内訳書の提出がない場合は失格とする。
- なお、各単価についても消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。
- (3) 入札の前に予定価格（総価及び各単価）を公表する。入札に当たっては、総価及び各単価とともに、予定価格の範囲内とすること。いずれかが予定価格を超過した場合は、失格とする。
- (4) 入札の前に入札参加者の数又は商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

7 落札者の決定方法及び契約方法

金額の比較は総価で行い、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

なお、契約は単価契約とする。

8 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

9 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による当局の承諾を得た場合は適用しない。

10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

(上下水道局総務部用度課)